

◆みなかみ町住宅等新築改修等補助金運用基準◆

1. 基本的事項

- ① 原則、**1世帯1回のみ申請を認める**。但し、補助金交付限度額（20万円）以内であれば、上限に達するまで再申請を認める。
- ② 店舗等改修を予定している者のうち、令和元年度から令和7年度に交付済みの事業者が申請された場合も補助対象者とし、補助金交付限度額（20万円）以内であれば、上限に達するまで再申請を認める。
- ③ 住宅新築改修等補助金及び店舗等改築等補助金の補助金交付限度額は20万円とする。
- ④ 補助金交付限度額 （20万円）に達した後（※）、5年を経過した申請であれば、補助金交付対象とする。
※5年の経過は、補助金交付限度額20万に達した確定日の翌年度からとする。
- ⑤ 補助金の申請者口座振り込みは、毎週木曜日とする。
- ⑥ 補助対象者は、町内に建築された個人住宅及び併用住宅の所有者となっているが、所有者のとらえ方として**家屋の納税義務者が申請者と考えられるが、納税義務者と申請者が親子など身内と確認できる場合は申請者を所有者とする**。
- ⑦ **世帯分離で同じ地番に居住している場合は、別世帯となっても滞納状況を確認する**。

2. 部分別可否事例

○ 許可

◆外装工事

- ・屋根のふき替え、補修、塗装、屋根瓦の取替
- ・外壁の塗装、張り替え、補修
- ・軒端コンクリートの設置工事
- ・バルコニー、ベランダ、テラス等の設置工事
- ・雪囲の設置
- ・店舗等の看板設置、改修

◆内装等工事

- ・内壁、床（シロアリ防止等の改修含む）、天井、間仕切り壁の改修工事（トイレ、脱衣所、浴室含む）
- ・窓ガラス（サッシ）の取替
- ・ふすま・障子・畳の取り替え、張り替え
- ・掘り炬燵の設置工事
- ・バリアフリー（手摺りの設置、廊下幅の拡幅等）改修工事

※介護保険住宅改修費の支給制度を利用している場合は、その補助対象費部分を除く

◆水回り工事

- ・システムキッチン等の設置工事
- ・脱衣所、浴室の改修工事（ユニットバスの設置等）
- ・内装工事を含めたトイレの改修
- ・給湯設備の設置工事

◆その他

- ・耐震工事

※木造住宅耐震改修補助事業補助金を利用している場合は、その補助対象費部分を除く

× 不許可

◆外構工事

- ・車庫、倉庫の新增改築工事
- ・門扉、ブロック塀の設置工事
- ・造園工事、植木選定
- ・庭の舗装
- ・玄関前の階段等の工事

◆製品の単品購入又は設置

- ・網戸、窓ガラスの購入及び交換
- ・店舗用を含む調度品（家具、インテリア、カーテン等）
- ・業務用を含む電化製品（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等）
- ・IH 機器

◆リフォーム以外

- ・シロアリ駆除
- ・太陽光発電設備の設置工事
- ・エコキュート設置工事（単独工事の場合）
- ・合併浄化槽の設置工事
- ・外回り配管のみ交換工事（単独）
- ・電話等の配線工事（単独）
- ・住宅、店舗等の一部又は全ての解体工事（単独）

3. 建物別可否事例

○ 許可

- ・専用個人住宅
- ・店舗等
- ・併用住宅（共用部分などの個人住宅部分と店舗部分とを明確に分けることが難しい場合については、住宅新築改修等補助金の申請において補助金交付対象とする → 【例】屋根工事や外壁工事
- ・マンション（町に住民登録があり、当該マンションに居住していれば許可する）

× 不許可

- ・アパート（住宅用）
- ・別荘

4. その他可否事例

○ 許可

- ・業者が自己所有の住宅を自分で改修する場合（見積書記載内容をきちんと精査する）。
- ・町内に所有する2棟の建物を同時に改修する場合
 - ①いずれも住宅又は店舗等の場合、2棟分に係る補助金対象経費の合計額の10%で、補助金交付限度額は20万円とする。
(例：住宅を2棟所有している者が現在居住していない住宅をリフォーム後、その家族が住むという場合には、申請者は所有者とし、補助金交付限度額は20万円とする（所有者の居住する住宅と合わせて補助金交付限度額は20万円とする→所有者の土地に所有者が家を建てた後、所有者が住まずに身内(その家族)が住む場合、申請者は所有者とする。(新築、リフォームも同じ考え))。
 - ②住宅と店舗等1棟ずつの場合、それぞれの補助対象経費の10%で、補助金交付限度額はそれぞれ20万円とする。
- ・住宅の持ち主が変わった場合には、再申請を可能とする。但し、同一世帯内での持ち主変更は認めない。

- ・町外業者が施工する新築・改修等工事については、個々の工事で町内業者が工事を施工し、その経費のみ補助金交付対象とする。但し、町外業者が発注する町内業者の見積書や、町内業者との関係が分かる施工体系図を提出してもらうことを条件とする。

× 不許可

- ・工事完成後の申請
- ・交付決定前の施行開始（急を要する工事の場合は交付決定の連絡が来てから）

5. その他注意事項

- ・着工後、当初の申請より補助対象経費が10万円増額となった工事については、速やかに「補助金額変更申請書（様式4号又は様式11号）」を提出する。
- ・二世帯住宅は、二世帯合わせて補助金交付上限額20万円とする。
- ・町外者が新築改修等を行う場合又は町民が町内に新築改修等を行い引っ越しする場合は、実績報告書提出時にその住所の登録がある住民票の写しを添付する。
- ・高効率給湯器（エコキュート）のみの工事については、住宅用省エネルギー設備設置費補助金（企画課）を申請する。
- ・新築及び大規模改修における高効率給湯器（エコキュート）の工事については、当該部分を除いて申請し、別途、住宅用省エネルギー設備設置費補助金（企画課）を申請する。
- ・併用住宅の申請の場合は、店舗と住宅の違いがわかる平面図を添付する。